

合併後のまちづくりに関する情報発信業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）6月24日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

(1) 業務名

合併後のまちづくりに関する情報発信業務

(2) 業務場所

ア 福山市企画財政局企画政策部企画政策課（福山市東桜町3番5号）

イ 受注者の所在地

ウ 福山市が指定した場所

(3) 業務内容

別紙「合併後のまちづくりに関する情報発信業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）3月31日まで

2 委託費

委託費の上限は2,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

ただし、この金額は、本プロポーザル実施に係る企画提案書を作成する上での設定金額であり、契約を約束するものではない。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

- (4) 本市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準・評価項目

合併後のまちづくりに関する情報発信業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

合併後のまちづくりに関する情報発信業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が最も高い者を市長が本業務の受注候補者として特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市企画財政局企画政策部企画政策課

住所：〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話：084-928-1012

E-mail：kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）6月24日（水）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）6月24日（水）から 7月9日（木）午後5時まで
質問書の受付期間	2026年（令和8年）6月24日（水）から 6月30日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限 ・回答方法	2026年（令和8年）7月2日（木） 本市ホームページに掲載します。 (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下 同じ。)
参加申込書類の受付期間	2026年（令和8年）6月24日（水）から 7月9日（木）午後5時まで
参加資格確認結果通知書の 送付	2026年（令和8年）7月10日（金）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）7月10日（金）から 7月21日（火）正午まで
プレゼンテーションの実施	2026年（令和8年）7月23日（木）*（予定）
審査結果の通知	2026年（令和8年）7月27日（月）（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）6月24日（水）から7月9日（木）午後5時まで（土、日、祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配付場所

6 (1) に同じ。

※本市ホームページからもダウンロード可

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格の確認を行い、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査することとする。

7 契約の締結

本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他本市の指示に違反する場合

9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。